

気象庁所管のいわゆる「その他施設費」に係る完了後の事後評価実施要領細目

第1 目的

気象庁の所管するいわゆる「その他施設費」に係る事業について、効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る完了後の事後評価実施要領（以下「実施要領」という。）第7の4の規定に基づき、本実施要領細目を定める。

第2 事後評価の対象とする事業の範囲

対象とする事業は、以下のとおりである。

- (1) 気象官署施設整備事業
- (2) 静止気象衛星施設整備事業
- (3) 船舶建造事業

第3 事後評価を実施する事業

- 1 事後評価を実施する事業は、各事業の施設の整備が完了し、運用を開始した時点から5年以内の事業及び実施要領第3の1（2）の規定により、気象庁長官が改めて事後評価を行う必要があると判断した事業とする。
- 2 事後評価を実施する際の事業の単位は、新規事業採択時評価、再評価を実施する単位とする。

第4 事後評価の実施及び結果等の公表及び関係資料の保存

- 1 事後評価の実施主体は、気象庁本庁とする。
- 2 事後評価の実施時期は、事後評価の対象となる年の年度末までに実施する。
ただし、第3の1に定める気象庁長官が改めて事後評価を行う必要があると判断した場合の実施時期は、気象庁長官が決める。
- 3 事後評価は、次のとおり行うものとする。
 - (1) 事後評価の実施主体は、事後評価を行うに当たって必要となるデータの収集、整理等を行い、事後評価を行うために必要な資料を作成し、改善措置及び今後の事後評価の実施の必要性について検討を行い、改善措置を実施するかど

うか、事後評価を今後さらに実施するかどうかの対応方針（以下「対応方針」という。）（案）を作成し、実施要領第6の規定に基づく事業評価監視委員会の審議結果（以下「審議結果」という。）を踏まえ、対応方針を決定するものとする。

- (2) 事後評価の実施主体は、審議結果において、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの検討の必要性について指摘された場合は、必要に応じ、その対応について検討を行うものとする。
- (3) 改善措置の実施主体は、改善措置の内容等に応じて、本庁各部、気象研究所及び気象衛星センターのいずれか（複数の場合も含む）とする。

4 対応方針等の公表

- (1) 事後評価の実施主体は、当該事業の審議結果及び対応方針を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、事後評価の根拠等とともに、公表するものとする。また、審議結果を踏まえ改善措置が講じられた場合、すみやかにその内容について公表する。
- (2) 気象庁本庁は、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性について指摘された場合、その対応について、適宜、公表するものとする。さらに、見直し等について検討した場合、その結果による反映状況についても、適宜、公表するものとする。

5 関係資料の保存

事後評価の実施主体は、事後評価終了の日に係る特定日以後10年まで、当該事業の審議結果及び対応方針に関する資料並びに費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化の分析を実施するにあたって必要となった関係資料を保存するものとする。

第5 事後評価の手法

- 1 気象庁本庁は、事業の事後評価手法を策定するものとする。
- 2 気象庁本庁は、事後評価の精度の向上を図るため、事後評価の結果を利活用し、実施の状態等を踏まえ、事後評価手法について必要な改善を行うものとする。
- 3 事後評価手法の策定又は改善に当たっては、学識経験者等第三者の意見を聴くものとする。

- 4 気象庁本庁は、策定又は改善した事後評価手法を、公共事業評価システム検討委員会（「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」第6に定める公共事業評価システム検討委員会をいう。以下「検討委員会」という。）に報告するとともに、公表するものとする。
- 5 実施要領第5の3に定める事後評価を行う際の各視点に関する項目及び内容については、前各項の規定に基づいて策定又は改善される気象庁所管のいわゆる「その他施設費」の事業評価マニュアルにより、別に定める。

第6 事業評価監視委員会の設置

気象庁長官は、事後評価に当たって、第三者の意見を求める諮問機関として学識経験者等で構成される事業評価監視委員会を気象庁本庁に設置するものとする。なお、運営要領については、別に定める。

第7 その他

本実施要領細目の改定等については、検討委員会の下に設置される気象部会において検討し、決定するものとする。

第8 施行

- 1 本実施要領細目は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 本実施要領細目の施行に伴い、「気象庁所管のいわゆる「その他施設費」に係る事後評価実施要領細目（平成16年1月30日策定）」は、廃止する。